

平成28年7月1日

報道関係各位

公立大学法人 北九州市立大学

熊本地震で被災した北九州市立大学入学(志願)者への支援策 「入学検定料免除の特例措置」及び「入学金免除」の実施について

北九州市立大学では、平成28年熊本地震に伴う被災者の経済的負担を軽減し、志願者の進学機会の確保を図るため、平成28年度に実施する入学試験において、次のとおり**入学検定料免除の特例措置を新たに実施**することとなりましたので、お知らせします。

また、被災された入学者には、既存の**入学金免除の制度を実施**しますので、重ねてお知らせします。

なお、授業料の免除制度については、平成28年4月15日にお知らせしています。

これらの制度により、本学は被災された志願者及び入学者に総合的な支援を行ってまいります。

入学検定料の免除

平成28年熊本地震における災害救助法が適用されている地域(熊本県内全市町村)で被災された志願者の入学検定料を免除します。

※詳細については、別紙1「熊本地震により被災した北九州市立大学志願者の入学検定料の免除について」をご参照下さい。

入学金の免除

平成28年熊本地震における災害救助法が適用されている地域(熊本県内全市町村)で被災された被災日以降1年以内の入学者の入学金を免除します。

※詳細については、別紙2「熊本地震により被災した北九州市立大学入学者の入学金の免除について」をご参照下さい。

【参考】

◆授業料の免除 [報道発表済(平成28年4月15日)]

学資負担者が、風水害、地震、火災等の災害に1年以内に罹災し、授業料の納付が困難と認められる場合、罹災証明等により授業料を免除します。

※被災状況により1年間分もしくは半期分免除を適用

《この件に関する報道関係者からのお問い合わせ先》

○入学検定料に関すること	広報入試課	中山、磯部	TEL 9 6 4 - 4 0 2 2	
○入学金に関すること	総務課	神谷、富安	TEL 9 6 4 - 4 0 0 4	
○授業料に関すること(北方)	学務第一課	青柳、堀尾	TEL 9 6 4 - 4 0 3 6	
〃	(ひびきの)	学務第二課	野中、副島	TEL 6 9 5 - 3 3 5 0

別紙 1

熊本地震により被災した北九州市立大学志願者の入学検定料の免除について

1 特別措置の対象となる入学試験

平成28年度中に本学が実施する学部・大学院の入学試験(編入学・再入学含む)

2 措置内容

入学検定料の免除[学部 17,000 円(夜間特別枠 10,000 円)、大学院 30,000 円]

3 免除の対象者

平成 28 年熊本地震における災害救助法が適用されている地域(熊本県内全市町村)で被災した志願者で、次のいずれかに該当する方

(1)主たる学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合

(2)主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合

※なお、災害救助法適用地域以外で被災した志願者で、上記(1)又は(2)に該当する方については、広報入試課へご相談ください。

4 申請方法

申請希望者は、出願期間前までに広報入試課に連絡し、該当すると判断された場合は、所定の申請書を出願書類とともに提出してください。

※出願時に『入学検定料』は振り込まないでください。

※上記3に該当する志願者で、入学検定料を納付した場合は、下記5の申請書類を提出することで、入学検定料の返還手続きを行うことができます。

5 申請書類

(1)入学検定料免除申請書

(本学ホームページからダウンロード又は、広報入試課に請求願います。)

(2)罹災証明書(写し可)[上記3の(1)に該当する方]

(3)死亡又は行方不明を証明する書類(写し可)[上記3の(2)に該当する方]

※申請時に罹災証明書等が取れない場合は、住宅の被害状況写真、免許証等の住所確認ができるものにて一旦受付します。後日、必ず書類を提出してください。

熊本地震により被災した北九州市立大学入学者の入学金の免除について

1 入学金免除の対象となる入学時期

平成28年10月入学及び平成29年4月入学(編入学・再入学含む)

※被災から1年以内に入学手続する入学者が対象

2 免除内容

入学金の全額免除または半額免除

※市内居住者 282,000 円(夜間特別枠 141,000 円)

市外居住者 423,000 円(夜間特別枠 211,500 円)

3 免除の対象者

平成 28 年熊本地震における災害救助法が適用されている地域(熊本県内全市町村)で被災した入学者で、免除要件に該当する方

免 除 要 件	免 除 額
・主たる学資負担者の居住家屋が全壊、半壊した場合 ・主たる学資負担者が、死亡した場合 等	全額免除
・主たる学資負担者の居住家屋が一部損壊し、生活基盤の復旧に多額な経費を要する場合 等	半額免除

※なお、災害救助法適用地域以外で被災した入学者で、免除要件に該当する方については、総務課へご相談ください。

4 申請方法

申請希望者は、入学手続前に総務課に連絡し、該当すると判断された場合は、所定の申請書を入学手続書類とともに提出してください。

※入学手続時に『入学金』は振り込まないでください。

※上記3に該当する入学者で、入学金を納付した場合は、下記5の申請書類を提出することで、入学金の返還手続を行うことができます。

5 申請書類

(1) 入学金免除申請書

(本学ホームページからダウンロード又は、総務課に請求願います。)

(2) 罹災証明書(写し可)[上記3の免除要件に該当する方]

(3) 死亡又は行方不明を証明する書類(写し可)[上記3の免除要件に該当する方]

※申請時に罹災証明書等が取れない場合は、住宅の被害状況写真、免許証等の住所確認ができるものにて一旦受付します。後日、必ず書類を提出してください。